

確認しましょう！最低賃金。

件名	時間額	効力発生日
徳島県最低賃金	896円	令和5年10月1日

【特定最低賃金】

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,020円	令和5年12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	983円	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	令和5年の金額改正はなく、令和5年10月1日から徳島県最低賃金896円が適用されます。	

- 最低賃金についてのお問い合わせ先
徳島労働局賃金室(TEL:088-652-9165)又は最寄りの労働基準監督署まで
- 最低賃金改正に伴う労務等のご相談や業務改善助成金に関するお問い合わせ先
徳島働き方改革推進支援センター(TEL:0120-967-951)まで